

危機管理マニュアル

はじめに

このマニュアルは、田辺・西牟婁学童野球協議会（以下「本協議会」という）が屋内外で行う大会や講習会等の活動においては、一瞬の油断や気の緩み、不注意などによって事故が発生する可能性があります。また、日本各地で発生する大地震やゲリラ豪雨、異常高温現象などの自然災害への対応なども、事業を運営する側、参加する側も常に危機管理の意識を持ち行動することが重要です。本協議会では、公益財団法人全日本軟式野球連盟のマニュアルを参考に、事業開催時の現場におけるあらゆる緊急時案に対し、迅速かつ適切な対応に備えることができるよう、ここに危機管理マニュアルを定める。

本マニュアルの基本方針

第1に、人命の保護を最優先する。

第2に、参加者の安全確保及び被害の拡大防止に努める。

各種事業の運営者（役員、審判員、講師、補助員等）及び参加者（チーム関係者、講習会参加者他）は、当マニュアルの内容を理解し、緊急事案による被害軽減に努めること。

第1章 （緊急時対応の基本）

1. 緊急事案の種類

緊急事案とは、大きく分けて次の4つが考えられる。

- ①自然災害・・・大雨、暴風、地震、落雷
- ②疾病・・・熱中症、食中毒、コロナ、その他体調不良
- ③怪我・・・眼球打撲、頭部外傷ほか
- ④事故・・・交通事故（会場⇄自宅等からの往復途上）

2. 危機管理の基本

危機管理は、常に早めに対応と判断、正しい知識を持つことが重要である。

- ①予防・・・予防を徹底し、事故を未然に防ぐ
- ②初動・・・初期対応を迅速に行い、被害拡大（重篤化）を防ぐ
- ③知識・・・正しい知識をもって対応する
- ④連携・・・各自がすべきことを理解し、関係者との連携を図る
- ⑤観察・・・気候状況、参加者の体調管理、グラウンド状態などをよく観察する

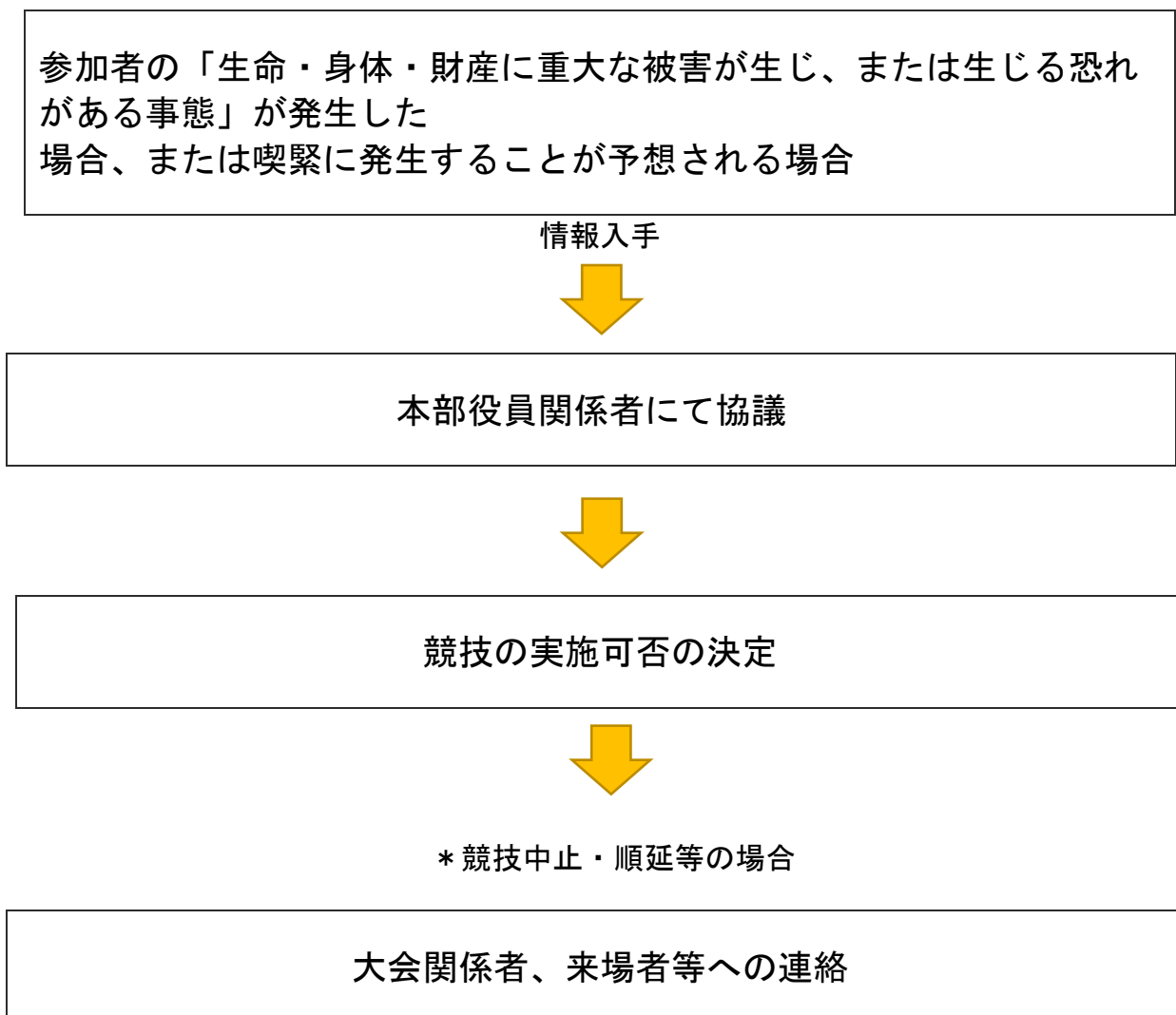
3. 緊急事案に備えての確認作業

すべての事業関係者は、緊急事案に備えて次の確認作業、事前準備を行い、リスクマネジメントを心がける。

- ①避難場所、避難経路、非常口等の確認・・・・・・・・・・地震、火災対応
- ②消火器の設置場所と使用方法の確認・・・・・・・・・・火災対応
- ③AEDの設置場所と使用方法の確認・・・・・・・・・・疾病対応
- ④天気予報、暑さ指数（WBGT）の確認・・・・・・・・・・熱中症対応
WBGTとは（温球温黒球湿度）熱中症を予防することを目的としてアメリカで提案された指標、その値は気温とは異なる。
- ⑤HR フェンス、本部テント等の取り付け固定確認・・・・強風対応
- ⑥適度な水分補給、適切なストレッチ、クールダウン・・熱中症、スポーツ障害予防

4. 事業の中止・中断の判断

【緊急事案に対応するフロー】



⑤被害が発生した場合の対応

状況	対応
火災	初期消火にあたるとともに、119番通報し、消防車の出動を要請する。
施設の破損	現場を確認し、危険がある場合は観客等が立ち入らないよう処置する。
軽傷負傷者	適宜、応急処置をする。
重症負傷・疾病者	応急処置の上、119番通報し、救急車の出動を要請する。

2. 大雨、暴風雨

- ①本部役員は、テレビ、ラジオ、インターネット等により大雨や暴風雨等の気象情報を収集する。
- ②本部役員は、ホームランネット等の固定または撤去を行う。
- ③参加者は、チーム応援席のテント等の撤去を行う。
- ④事業開催中に大雨暴風警報が発令された場合は、速やかに中断する。
- ⑤本部役員は、事業開催の継続または中止の判断をする。
- ⑥審判員は、試合成立前に中止となった場合は、特別継続試合についてチームへ説明する。
- ⑦参加者は、本部の判断が通告されるまで、指定された場所で待機し、本部の決定後は荒天時に無理な行動はせず、安全確保の上、解散する。

【競技開催の判断基準（目安）】

基準時刻	判断基準	実施または中止
午前6時 (終日雨の予報)	大雨、暴風警報（風速20m/s以上）が発令されている。	原則、競技を中止 各チーム、関係者、役員等に連絡する。
午前10時 (天気回復の予報)	大雨、暴風警報（風速20m/s以上）が発令されている	原則、競技を中止 10時以降に解除されたとしても、その日の競技は原則として中止する。 大会運営者、各チーム、関係者に伝える。
午前10時 (天気回復の予報)	大雨、暴風警報（風速20m/s以上）が解除された。	競技を開催することが出来る。 警報解除後に、大会運営者、各チームを速やかに集合させる。 大会準備が整い次第、競技を開催する。

3. 落雷

- ①本部役員は、避難の必要が生じる場合を想定し、避難場所、避難経路を確保する。
- ②本部役員は、雷をはじめとする急激な気象変更を予見するための情報収集をする。
- ③屋外活動中に雷が聞こえた場合は、速やかに中断し、頑丈な建物か車内へ避難する。（雷が聞こえた時点で15～20km以内に近づいていると推察され近くに落ちる危険性がある）

- ④本部役員は、雷雨が収まった時点で、気象情報、グラウンドコンディション、試合終了予定時刻を勘案し、試合再開の判断を行う。
- ⑤本部役員は、再開、中止の決定事項を大会関係者及び参加者へ通告する。
- ⑥参加者は、本部の判断が通告されるまで、指定された場所で待機し、本部の決定後は速やかに指示に応じること。

4. 火災

* 会議、講演会等想定されるが屋外活動が多いことから省く

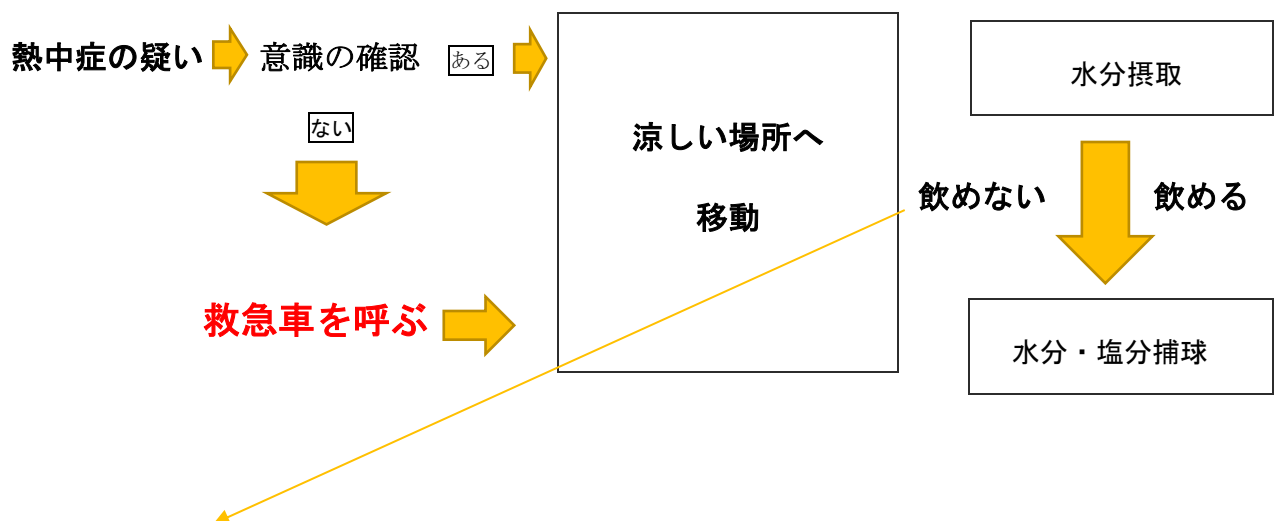
5. 熱中症

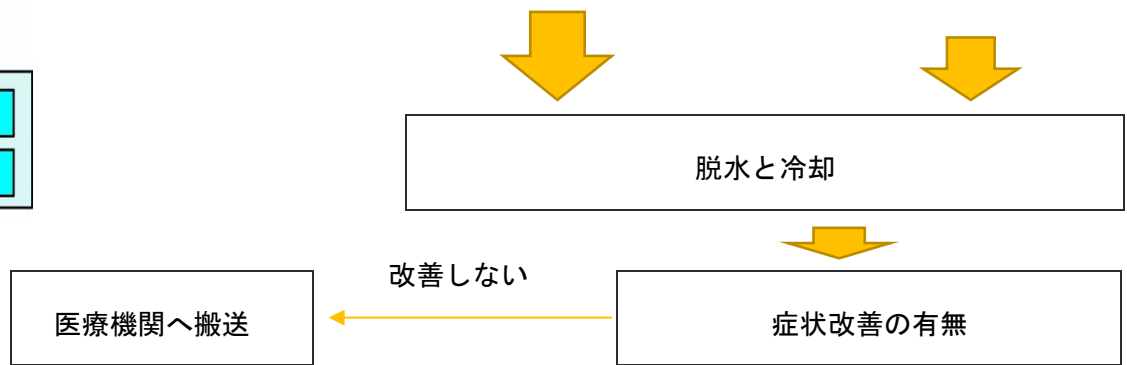
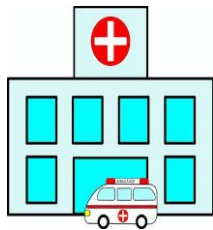
①熱中症への対応

熱中症の種類は、次の通りである。初動対応が大切である。

種類	症状	初動対応
熱失神	めまい 失神（一過性の意識喪失）	冷房の効いた部屋へ移動させ、足を高くして寝かせる。
熱痙攣 <small>ねつけいれん</small>	痛みを伴う痙攣 （足、腕、腹部など）	整理食塩水（0.9%食塩水）など濃いめの食塩水の補給、点滴 痙攣が始まった時間、横向きに寝かすなど
熱疲労	脱力感、倦怠感、めまい、頭痛、吐き気	スポーツドリンクなどで水分と塩分を補給。嘔吐で飲めないときは点滴
熱射病	意識障害（応答が鈍い、言動がおかしいなど）、昏睡状態、多臓器不全	迅速な冷却措置（アイスパス、水をかけながら風を送る、大きな血管があるところを冷やす）
危険！		緊急搬送！

②熱中症（疑いも含む）に対する判断と応急措置について





③競技は下記指針に基づき取り組むこととする（WBGT₃₁°C原則中止）。但し運営上中止が困難なとき次の対応策を講じ競技を行う場合がある。 ①開始時間を早め危険指数に達する時間帯を避ける②給水タイムを設ける③守備時間が目安20分を超えるような場合中断し給水をさすなど休息をさす④役員、審判員、指導者は常に選手の状態に気を配り異常を感じたときは試合を止め適正な処置を講じる⑤ベンチには給水等サポートする要員を入れるなど安全対策を最優先した競技運営に努めること。

日本スポーツ協会の「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック 2019」の“運動に関する指針”

【運動に関する指針】

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35°C以上	31°C以上	運動は原則中止	特別の場合以外は、運動を中止する。 特に子供の場合には中止すべき。
31~35°C	28~31°C	嚴重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10分~20分おきに休憩をとり、水分・塩分を補給する。暑さに弱い人(注)は運動を軽減または中止。
28~31°C	25~28°C	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24~28°C	21~25°C	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の谷間に積極的に水分・塩分を補給する。
24°C未満	21°C未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は少ないが、適宜、水分・塩分を補給する。

(注) 暑さに弱い人とは、体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

6. 食中毒

- ①本部は、食中毒が発生した場合の緊急連絡体制を整備しておく。
- ②参加者（チーム責任者）は、食中毒が発生した場合は、速やかに本部へ報告する。
- ③本部は、参加者の状況を確認の上、速やかに医療機関受信の指示をする。

- ④参加者（チーム責任者）は、食中毒と診断された際、所管保健所への通報を行う。
- ⑤参加者（チーム責任者）は、本部への報告と保護者への状況報告を行う。
- ⑥本部は、所管保健所との連携調整および当該チーム所属支部への報告を行う。

7. 感染症（インフルエンザ・はしか・コロナ等）

- ①参加者は、事業開催中にインフルエンザ、はしか、コロナ等に感染した場合は、医療機関への受診と、二次感染者の有無を確認して、本部役員（事務局）へ報告する。
- ②本部役員は、医療機関等の指示を受け、連携して集団感染の拡大防止に努める。
- ③本部は、集団感染に十分注意をし、事業再開を判断すること。
- ④【コロナ感染に係る活動ガイドライン】 ～2023年3月更新～

コロナ感染に係る活動ガイドライン（2023 3月改定）

マスクの使用については、個人の判断とする。

健康チェックシートを廃止する。自己の体調管理を徹底する。

感染症法5類への変更があった場合には、ガイドラインを廃止する。

	項目	選手	チーム	大会
1	選手の家族が PCR検査結果待ちの場合	保護者の判断	活動可能	参加可能
2	選手が PCR検査結果待ちの場合	活動停止	活動可能	参加可能
3	選手の家族が感染した場合	活動停止	活動可能	参加可能
4	選手が感染した場合	活動停止	活動可能	参加可能
5	学級閉鎖の場合 該当小学校に適用する	該当学級選手の 活動停止	活動可能	参加可能
6	学年閉鎖の場合 該当小学校に適用する	該当学年選手の 活動停止	活動可能	参加可能
7	臨時休校の場合 該当小学校に適用する	活動停止	活動停止	不参加
8	当地方の状況が悪化したと判断した場合	第1段階 支部をまたぐ合同練習及び 練習試合の中止		
		第2段階 練習試合の中止		
		第3段階 活動の中止 大会の延期		
9	県教育庁が通達を出した場合 各教育委員会が通達を出した場合	通達に従う		
10	全軟連(県)が通達を出した場合	通達に従う		
11	クラブが自粛を申し出た場合	クラブの考えを尊重する		
12	保健所から指導があった場合	指導に従う		

クラブ代表者は1～7に該当する場合は、事務局に連絡してください。

8. その他緊急事象（心臓しんとう・外傷・過呼吸など）

①その他の緊急事象の症状と緊急対応については、本部と参加者が連携を図りながら対応すること。

【緊急時対応（危険な事象）】

危険な事象	症状	緊急対応
心臓しんとう	胸にボールが直接当たるなどの衝撃によって不整脈（心室細動）を誘発し心停止を起こす。	直ちに AED を準備し、音声ガイドに従って AED の操作をする。 同時に 119番通報 を行い、緊急搬送する。
頭部外傷	死球や衝突などで脳が激しく揺さぶられることによって発生。 うつろ、放心状態、頭痛、めまい、意識障害などが起きる。	当日の復帰は禁止。 念のため病院で検査する。 最低2週間はプレーしない。
眼球打撲	ボール等が目に直接当たることによって起きる打撲。 目が開けられるか、見えるか、視野の範囲、視界の変化、異物が入っていないかなどを確認する。	目をアイシングする。 目の打撲は軽度でも自己判断せず、必ず眼科を受診すること。
過呼吸	精神的ストレスによって自律神経系の異常が起こり、酸素を吸い過ぎたことで胸が苦しく、喉の奥が引きつるような症状が現れる。二酸化炭素の濃度が低下したことで起こるが、実際に酸素は十分あり命に関わることはない。手足のしびれ、痙攣、頭痛などが起きるとパニックに陥ることもある。発作は10分～30分程度で収まるのが一般的で、1時間位で自然に回復する。	息が吸えない感覚に襲われているだけで、静かな場所で横に寝かせ、ゆっくり浅く呼吸をさせる。話しかけることで、会話に返答している間は呼吸をしないで済むことから、呼吸回数が減り二酸化炭素の濃度が上昇し、症状が和らぐことがある。 手足のしびれ、痙攣、失神などの状態が続く場合は、119番通報を行い救急搬送する。（ペーパーバック法は推奨しない）

9. 交通事故への対応

競技会期中の移動（往復途上含む）において、万一交通事故等が発生した場合は、大会本部は速やかに情報を収集し、対応に努める。

①初期対応

ア) 事故が発生した場合は、速やかに110番通報、119番通報を行うとともに、主催者へ連絡すること。

イ) 必要に応じて応急手当と参加者の安全確保を行う。

ウ) 保護者（責任者）への連絡を行う。

エ) 事故の当事者を落ち着かせる。

②二次対応

ア) 主催者は、事故情報を整理する。参加者も情報提供に協力すること。

イ) 警察、医療機関との連携を図り、怪我の容態の把握と今後の対応を大会本部で検討する。

10. スポーツ安全保険への加入について

①スポーツ安全保険への加入

ア) 大会運営者は、万に備えて施設賠償保険等への保険へ加入すること。

イ) 大会参加者は、必ずスポーツ安全保険へ加入すること。

②スポーツ安全保険とは

4名以上のアマチュアのスポーツ団体（グループ）が加盟でき、「団体で活動中」や「団体活動への往復中」の事故に対し、傷害保険、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険の3つの保証がある。

公益財団法人 スポーツ安全協会 〒105-0003 東京都港区西新橋 1-6-11 西新橋光和ビル8階 TEL 03-5510-0022
--

第3章 受動喫煙防止対策について

令和2年（2020年）4月1日より、屋内禁煙が全面的に施行されることになりました。大会運営者は、競技会場内の望まない受動喫煙防止を徹底し、喫煙のマナー向上への啓蒙活動と、特に子供たちの受動喫煙被害を避けるための環境整備を行っていくとともに、事業参加者も受動喫煙防止への理解をしていくことが必要である。

当協議会の競技活動は、会議・講習会・雨天の場合 開会式等で屋内練習場を使用する程度でほとんどが屋外につきここでは施行されている程度に止めたい。

但し屋外でも子供、妊婦、乳児などの試合来場者の近くでの喫煙、学校、公共の施設は決められた場所以外での喫煙は禁止とする。

令和6年5月17日

田辺・西牟婁学童野球協議会

会 長 岡本 寛史

